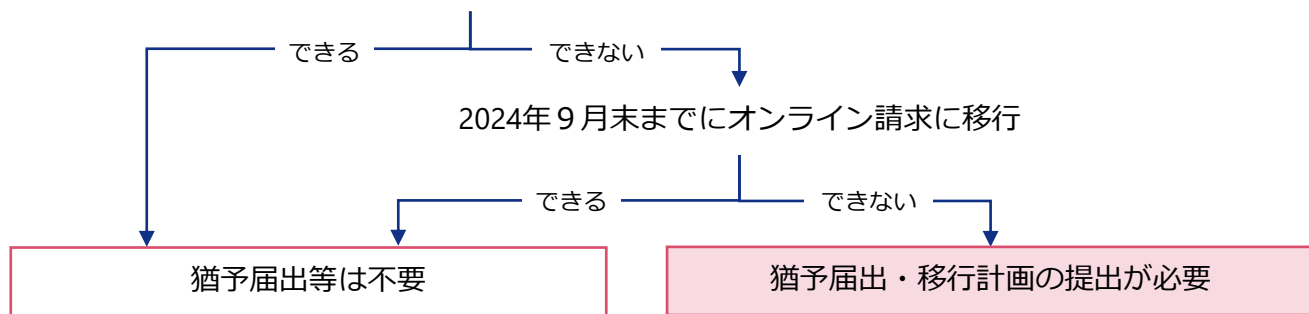


現在、光ディスク等や紙レセプトで請求を行っている医療機関・薬局の皆さまへ

- 2024年度から、法令に基づき、レセプトの請求方法の取扱いが変わります。
- オンライン請求が基本的な請求方法となり、現在、光ディスク等や紙レセプトで請求を行っている医療機関・薬局の皆さまも、オンライン請求への移行をご検討ください。
- **光ディスク等や紙レセプトでの請求を続ける場合には、以下のとおり、届出等の提出が必要になりますので、期限までに届出等を行うようお願いします。**

1 現在、光ディスク等で請求を行っている

2024年3月末までにオンライン請求に移行

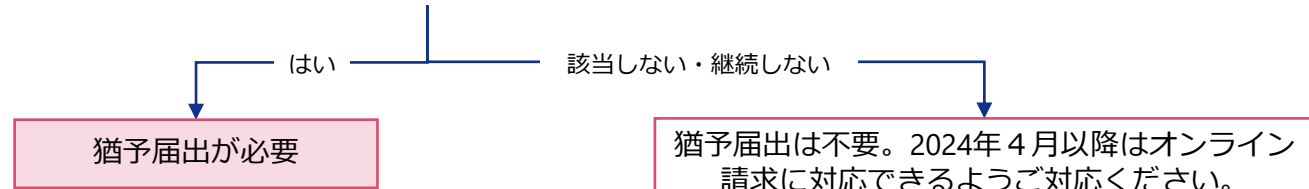


※ オンライン請求を開始するには、その2月前の20日までに医療機関等向け総合ポータルサイトからオンライン請求の利用申請等が必要です。
 ※ 期限までに廃止する場合も届出等は不要です。

※ 届出は医療機関等向け総合ポータルサイトの届出フォーム（4月頃開設予定）から、**8月31日まで**にお願いします。
 ※ 9月末までにオンライン請求に移行する予定でも、移行が10月以降にずれ込むおそれがある場合は、念のため提出をご検討ください。

2 現在、紙レセプトで請求を行っている

2024年4月以降も「紙レセプト請求が継続できる場合」のいずれかに該当し、継続する



※ 届出は、支払基金本部と国保連合会の両方に、**2月29日まで**にお願いします。
 ※ 3月末までにオンライン請求に移行する予定でも、移行が4月以降にずれ込むおそれがある場合は、念のため提出をご検討ください。

※ オンライン請求を開始するには、その2月前の20日までに医療機関等向け総合ポータルサイトからオンライン請求の利用申請等が必要です。
 ※ 期限までに廃止する場合も届出等は不要です。

紙レセプト請求が継続できる場合

※かつて届出を行った類型に則してご検討ください。
 【1】レセコンを使用していない（手書き請求）
 【2】常勤医師等が高齢で、最も若い者の生年月日が右の表の日付以前である

レセコンを使っている薬局	1944年4月1日
レセコンを使っている医科診療所	1945年7月1日
レセコンを使っている歯科診療所	1946年4月1日
レセコンを使っていない診療所・薬局	